

社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会
役員・評議員等の報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員および評議員、部会・委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 本会の会長、常勤役員に対して報酬等を支給する。ただし、会長、常勤役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 会長の報酬の額は、月額80,000円とする。

3 常勤役員の報酬の額は、月額210,000円とする。その他手当等は会長が別に定める。

(支 給 日)

第3条 本会の会長、常勤役員の報酬は、毎月21日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償および旅費)

第4条 本会の役員等が、理事会、監査、評議員会、部会および委員会に出席するための費用弁償を支給する。また、本会の業務のために旅行したときは、その旅費を支給する。

2 理事・監事の費用弁償額は、1回 5,000円とする。

3 評議員の費用弁償額は、1回 4,000円とする。

4 部会および委員会委員の費用弁償額は、1回 3,000円とする。

5 費用弁償額は、会長、常勤役員および役員等が職員である場合は、これを支給しない。

6 旅費については、市外のみとして役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額を支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項に関しては、会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

付 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。